

気 水 第 75 号
令和4年8月30日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会 会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

大気汚染防止法施行令の一部改正に係る周知用チラシについて（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第275号）が、令和4年10月1日から施行されることから、別添のとおり、県内のボイラー設置事業者向けのチラシを作成しました。

つきましては、別添チラシを御活用いただき、貴団体会員への周知をお願いします。

<添付資料>

○ 大防法施行令改正に係るチラシ

問合せ先

大気環境グループ 安田

電 話 (045)210-4111（直通）

ファクシミリ (045)210-8846

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp